



令和4年11月1日改正 「自転車安全利用五則」



自転車も車両の仲間です。ルールを守って安全運転をしましょう！ (内閣府HPより)

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道の左側を通行することが原則です。



《例外的に歩道を通行できる場合》

- 運転者が高齢者、児童・幼児等であるとき
- 「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
- 通行の安全確保のためにやむを得ないとき

罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

3 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。



罰則 5万円以下の罰金

5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を自転車に乗せるときには、体に合ったサイズの乗車用ヘルメットを正しく着用させるようにしましょう。

豊田市では令和2年4月から
愛知県では令和3年10月から
条例により、ヘルメット着用は努力義務
道路交通法でも、
令和5年4月1日から努力義務化！

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。



罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金等

4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。



罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

「自転車乗車用ヘルメット購入費補助金」 のご案内

豊田市では、自転車用ヘルメットを購入した方に補助金を交付しています。詳しくは市のホームページをご覧ください！



《豊田市HP》
トップページ > 暮らしの情報 > 交通・道路 > 交通安全 > 令和5年度自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

こちらからアクセス！⇒

